

県アレルギー疾患専門医療機関について

1 趣旨

- これまで県は、アレルギー疾患患者に適切な医療を提供するため、国通知「アレルギー疾患対策の方向性等について(平成 17 年 10 月 31 日付疾病対策課長通知)」を踏まえ、平成 18 年 6 月 1 日に選定方針を定め、県内に 2 つの集学的医療機関を指定し、その後、要件を満たす医療機関を専門医療機関に指定してきた。現在の専門医療機関の指定数は、32 医療機関となっている。
- 本年 10 月 26 日に、県内の診療連携体制の整備を図るため、県拠点病院を選定したことをうけ、従来の集学的医療機関については見直しを行う。

2 改正点

- 集学的医療機関については、その役割が県拠点病院及び国中心拠点病院と重複するため、廃止し、各拠点病院として位置付ける。
- 専門医療機関については、アレルギー疾患について専門性を有し、県拠点病院と連携する病院として、引き続き指定する。

内容	専門医療機関
役割	(1) 診療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療ガイドラインを活用した患者への適切な対応と自己管理手法の指導を行う。 (2) 情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医が診療ガイドラインを活用した適切な対応が図れるように支援する。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー専門医教育研修施設に認定されている医療機関 または ○大学病院 上記に該当する施設が無い場合には、以下の医療機関とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本呼吸器学会認定施設等及び日本呼吸器内視鏡学会認定施設等 ・ 日本小児科学会認定小児科専門医研修施設 <ul style="list-style-type: none"> ○上記のいずれかである医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ○「県アレルギー疾患対策推進協議会」が、専門医療機関の役割を担うことが可能と特に認めた医療機関